コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Resona Holdings, Inc.
最終更新日：2015年4月1日
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 東 和浩
問合せ先：コーポレートガバナンス事務局 03-6704-3111（代表）
証券コード：8308
http://www.resona-gr.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当グループは、2003年6月に多額の公的資金注入を受けたことを風化させることなく、金融仲介・コンサルティング機能の発揮を通じ、健全で利便性の高い銀行経営に対する社会やステークホルダーの期待に応えるため、優れたコーポレート・ガバナンスの実現を目指してまいります。
邦銀グループ初となる委員会設置会社に移行した当社は、経営の監督と業務執行の機能を分離し、執行役による迅速な業務執行を可能とする一方、経営に対する監督強化のため、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会の構成も独立性の高い社外取締役を過半数とすることにより、経営の透明性と客観性を高めております。
一方、当社の完全子会社である傘下銀行については、全て監査役設置会社形態としており、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としております。
引き続き、公的資金の完済に向けグループ企業価値を高めるため現体制を堅持し、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

【「りそなグループ経営理念」・「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」】
当グループは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、更に経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」を定めております。
当グループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切にして、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。

1. りそなグループ経営理念
りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

お客さまの信頼に応えます。
変革に挑戦します。
透明な経営に努めます。
地域社会とともに発展します。

2. りそなWAY（りそなグループ行動宣言）
（1）お客さまと「りそな」
「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします

お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。
お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。
常に感謝の気持ちで接します。

（2）株主と「りそな」
「りそな」は株主との関係を大切にします

長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。
健全な利益の適正な還元を目指します。
何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。

（3）社会と「りそな」
「りそな」は社会とのつながりを大切にします

「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。
広く社会のルールを遵守します。
良き企業市民として地域社会に貢献します。

（4）従業員と「りそな」
「りそな」は従業員の人間性を大切にします

「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。
創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。
従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
預金保険機構	98,000,000	3.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	95,265,400	3.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	89,935,300	3.66
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	86,570,940	3.53
第一生命保険株式会社	59,241,900	2.41
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA	39,483,700	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	32,435,703	1.32
JP MORGAN CHASE BANK 38072	28,286,800	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	26,927,500	1.09
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY	26,019,512	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社整理回収機構ほか1名から2014年2月7日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が2014年2月3日現在で105,776,900株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.31%)を保有している旨が記載されておりますが、当会社としては、2014年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永井 秀哉	学者											
大薗 恵美	学者											
有馬 利男	他の会社の出身者											
佐貫 葉子	弁護士											
浦野 光人	他の会社の出身者											
松井 忠三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
永井 秀哉				○	〔重要な兼職の状況〕 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学大学院現代経営学部 教授	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。 同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。 同氏は2013年度の取締役会19回開催のうち19回、監査委員会14回開催のうち14回、指名委員会4回開催のうち4回に出席しておりま

						す。なお、社外取締役としての在任期間は、2014年6月開催の定時株主総会終結の時をもって8年となります。
大薗 恵美				○	〔重要な兼職の状況〕 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 株式会社ローソン 社外取締役	経営学の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。 同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。 同氏は2013年度の取締役会19回開催のうち15回、指名委員会4回開催のうち3回に出席しております。なお、社外取締役としての在任期間は、2014年6月開催の定時株主総会終結の時をもって3年となります。
有馬 利男				○	〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 富士重工業株式会社 社外取締役	製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等があります。 同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。 同氏は2013年度の取締役会19回開催のうち17回、指名委員会4回開催のうち4回、報酬委員会4回開催のうち4回に出席しております。なお、社外取締役としての在任期間は、2014年6月開催の定時株主総会終結の時をもって3年となります。
佐貫 葉子				○	〔重要な兼職の状況〕 弁護士（NS綜合法律事務所 所長） 明治ホールディングス株式会社 社外取締役	法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。 同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。 同氏は2013年度の取締役会19回開催のうち18回、監査委員会14回開催のうち14回に出席しております。なお、社外取締役としての在任期間は、2014年6月開催の定時株主総会終結の時をもって2年となります。
浦野 光人				○	〔重要な兼職の状況〕 株式会社ニチレイ 相談役 三井不動産株式会社 社外取締役 横河電機株式会社 社外取締役 HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役	製造業及び物流業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。 同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。 同氏は就任後の取締役会14回開催のうち12回、就任後の報酬委員会3回開催のうち3回に出席しております。なお、社外取締役としての在任期間は、2014年6月開催の定時株主総会終結の時をもって1年となります。
松井 忠三				○	〔重要な兼職の状況〕 株式会社良品計画 代表取締役会長兼執行役員 株式会社アダストリアホールディングス 社外取締役 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。 同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただくことを期待しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	0	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	3	1	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	14名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
東 和浩	あり	あり	×	×	なし
菅 哲哉	あり	あり	×	×	なし
古川 裕二	あり	あり	×	×	なし
池田 一義	なし	なし	×	×	なし
中前 公志	なし	なし	×	×	なし
野村 眞	なし	なし	×	×	なし
吉本　敬司	なし	なし	×	×	なし
白鳥 哲也	なし	なし	×	×	なし
宇野 保範	なし	なし	×	×	なし
増田 賢一朗	なし	なし	×	×	なし
川島 高博	なし	なし	×	×	なし
鳥居 高行	なし	なし	×	×	なし
新屋 和代	なし	なし	×	×	なし
有明 三樹子	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置し、同事務局には専任スタッフ(以下、使用人)を、監査委員会の職務を補助する使用人として配置しております。
取締役会は、使用人の人事異動等に対し事前協議を求めることを決定するなど、使用人の執行役からの独立性を担保しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部は、監査の結果及び課題・問題点の改善提言に基づく監査対象部署の改善状況について、定期的に監査委員会に報告しております。
また、内部監査部は会計監査人から監査結果及び監査実施状況等についての報告を定期的に受けているほか、情報交換を随時行うことにより、内部統制上の問題の共有化を図るなど、会計監査人との連携に努めております。
監査委員会は、内部監査部から監査基本計画等について報告を受け意見交換を行い、定期的あるいは随時に内部監査実施状況等について報告を受けるなど、連携に努めております。また、会計監査人からは監査計画及び監査実施状況等について、定期的に報告を受け意見交換を行う他、必要に応じて会計監査人との面談を行うなど、連携に努めております。
このように、内部監査部、監査委員会及び会計監査人は、経営の透明性と客観性を確保すべく、相互連携し、コーポレート・ガバナンスの有効性の維持・向上に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

■社外取締役選任基準の要旨
・社外取締役の独立性については、法令及び金融商品取引所規則が求める独立役員の基準に加え、以下の観点から全ての項目で問題がないことを検証しております。

「大株主」「過去を含む当社の関連会社での役職員としての勤務経験」「過去を含む重要な取引関係」「過去を含む高額報酬の受領」「近親者」「役員の相互兼任」「在任期間」
・社外取締役の適格性については、以下の観点等から検証しております。
「人格」「識見」「誠実」「多様なバックグラウンドと経験」
・社外取締役によるガバナンスの実効性向上のため、取締役会において相応の影響力を確保するよう、社外取締役の員数に配慮することを定めております。
・上記基準に照らし、社外取締役候補者を指名委員会にて決定しております。

■属性情報（取引先及び寄付先）に関する軽微基準の概要
【取引先及びその出身者との関係】
・通常の商取引は当社及び取引先の売上高の2%未満
・当社保有株式は議決権所有割合の2%未満
【寄付先及びその出身者との関係】
・年間寄付金額合計が10百万円、または寄付先の年間総費用の30%のいずれか大きい額

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」欄に記載

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

【取締役及び執行役の種類別報酬等の総額】

＜対象期間＞2013年4月1日～2014年3月31日
役員区分 支給員数 報酬等の総額〔基本報酬 業績連動報酬 株式取得報酬〕
取締役（社外取締役除く） 2名　28百万円〔26百万円 2百万円 －〕
執行役　10名 133百万円〔69百万円 52百万円 10百万円〕
社外取締役　7名　66百万円〔61百万円 5百万円 －〕
注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
注2. 上記には、2013 年6月21 日に就任した取締役1名、同日をもって退任した取締役2名、2014年1月10日に就任した執行役1名、ならびに2014年3月31日をもって辞任した執行役2名を含んでおります。
注3. 期末現在の人員は、取締役10名、執行役12名で、内3名は取締役と執行役を兼務しております。
注4. 取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。また、執行役のうち、子会社である埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行の代表取締役社長を兼務する2名については、執行役としての報酬を支給しておりません。
注5. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。
注6. 連結報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。
注7. 社外取締役に対する子会社からの報酬等は、下記のとおりであります。
支給員数 ： 1名
報酬等の額 ： 7百万円
注8. 取締役及び執行役の退職慰労金制度は2004年6月25日をもって廃止しております。また、取締役及び執行役の年金制度は設けておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等は、企業価値増大に向けたインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。
更に、執行役が受ける報酬等は、当グループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、

株式取得報酬を含む体系とします（2010年6月導入）。

1．取締役の報酬体系
取締役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び職責加算報酬で構成します。執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。
（1）役職位別報酬〔固定報酬〕
役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。
（2）業績連動報酬〔変動報酬〕
取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。
（3）職責加算報酬〔固定報酬〕
指名、報酬及び監査の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を支給します。

2．執行役の報酬体系
執行役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、業績連動報酬の比率を相応に高めた60対40とします。
（1）役職位別報酬〔固定報酬〕
役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。
（2）業績連動報酬〔変動報酬〕
執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。
（3）株式取得報酬〔変動報酬〕（2010年6月導入）
中期経営計画における前年度の税引前当期利益が一定水準超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた執行役は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。
なお、取締役及び執行役の退職慰労金制度については、2004年6月25日をもって廃止しております。
また、ストックオプション制度、及びそれに関連する融資制度は設けておりません。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対するサポート体制として、情報提供のための専属スタッフ（コーポレートガバナンス事務局）を設置しております。
コーポレートガバナンス事務局は、取締役会、指名委員会及び報酬委員会運営の事務局として、取締役の監督機能・意思決定のサポートを担っております。社外取締役に対しては、事務局スタッフが、取締役会に付議される事項等について、原則として定例取締役会開催の都度、事前に説明を行っております。
事前の説明における社外取締役からの質問事項や要望事項について、適宜、所管部等に情報を伝達することによって、取締役会での議論に反映させるなど、取締役会の効率的かつ効果的な運営を目指しております。緊急の要件や特定の事案に関しては、所管部署の執行役等が直接社外取締役に説明を行う場合もあります。
また、取締役会における社外取締役の意見・要望等については、コーポレートガバナンス事務局にて一元管理し、全ての意見・要望等への対応状況や結果を社外取締役または取締役会へ報告しております。
新任の社外取締役に対しては、銀行業務の中で特に専門性が高い業務について、担当所管部署の執行役等による勉強会を複数回実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

現状の体制の概要については以下のとおりです。

〇取締役会
取締役会は、当グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。取締役10名のうち社外取締役が6名、また男性8名・女性2名の構成となっております。
委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めております。2013年度には19回開催しております。なお、2005年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務する体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。
2013年度の取締役の平均出席率は94.9%となっております。また、各取締役の出席率は100%～78.9%の間となっております。

〇指名委員会
指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的人材像や「社外取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。2013年度には4回開催しております。なお、当グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するために、最適な人材に経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、2007年6月にサクセッション・プランを導入しております。

〇監査委員会
監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っております。
また、内部監査部、コンプライアンス統括部及びリスク統括部並びに財務部等の内部統制部門と連携して内部統制システムを監視・検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。
2013年度には14回開催しております。

〇報酬委員会
報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針や、個人別の報酬等を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っております。2013年度には4回開催しております。なお、2004年度には役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動報酬制度を導入しております。2010年度には株式取得報酬制度を導入しております。
当社と他社との間で報酬委員の相互兼任はありません。

〇経営会議
業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。
経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。2013年度には48回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

〇内部監査協議会
　内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。
　内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等により構成されており、その協議・報告内容等は、取締役会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。
　2013年度には15回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

〇監査の状況
　監査部門として、内部監査を専ら担当する執行役のもと内部監査部を設置し、業務執行部門からの独立性を確保しております。(2014年3月31日現在、部長以下66名(内、傘下銀行等内部監査部署兼務者60名)で構成)
　内部監査部においては、監査委員会事務局を除く全ての業務及び業務担当部署を対象として監査を行い、課題・問題点の改善に向けた提言を行うことにより、業務の健全性・適切性、企業価値の向上に努めております。具体的には、内部監査の活動方針、対象、重点項目等については、コンプライアンス統括部、リスク統括部及び財務部等の内部統制部門における各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案の上、監査の実効性・効率性にも配慮した年度の基本方針及び基本計画を策定し、監査委員会と意見交換を実施の上、取締役会の承認を得ております。
　なお、2013年度会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、会計監査業務を執行した公認会計士は以下の通りです。

有限責任監査法人トーマツ
大森　茂氏(3年)
木村　充男氏(3年)
牧野　あや子氏(5年)
(その他補助者20名)
＊( )内年数は、継続監査年数

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、2003年6月にりそな銀行が公的資金の注入を受けたことを踏まえ、同月、邦銀グループ初となる委員会設置会社に移行しました。
　経営の監督と業務執行の機能を分離し、執行役による迅速な業務執行を可能とする一方、経営に対する監督強化のため、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会の構成も社外取締役を過半数とすることにより、経営の透明性と客観性を高めております。
　2013年度には公的資金の完済に向けた最終ステージとして『公的資金完済プラン』を示すことができましたが、引き続きグループ企業価値の向上に向け現体制を堅持し、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。
　また、社外取締役には、さまざまな分野における高度な知識、豊富な経験、従来の経営手法にとらわれない新たな発想等を通じて、経営の監督を行っていただくことを期待しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日（6月20日）の16日前（6月4日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2014年定時株主総会は集中日の5営業日前（6月20日）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年定時株主総会から電磁的方法による議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年定時株主総会から機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2011年定時株主総会より、招集通知及び参考書類・事業報告の英文版を作成し、機関投資家向け議決権行使プラットフォーム及び当社ホームページに掲載しております。
その他	当社は、株主総会を株主の皆さまとのコミュニケーションを図る重要な機会ととらえ、真摯な応対で臨み、報告事項を大幅にビジュアル化するなど、株主の皆さまに分かりやすい説明を行うことを心がけております。なお、当社のホームページには株主総会招集通知・参考書類等を掲載するとともに、定款・株式取扱規則も公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	http://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/ir/guideline/ 情報開示及び財務報告に関する基本方針を定め、ディスクロージャー誌ならびに当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会を実施し、りそなグループの概要、決算内容、経営戦略等についてご説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算と中間決算後（年2回）、セルサイドアナリスト・機関投資家向けに会社説明会を開催し、代表者及び財務担当役員が、経営戦略や決算内容等をご説明しております。 決算発表当日（年4回、四半期決算毎）には、カンファレンスコールを実施し、財務担当役員が決算内容をご説明しております。 また、個別事業戦略に関する説明会も実施しております。 上記のほか、セルサイドアナリストや機関投資家との個別ミーティングやグループミーティングを随時実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内で開催される証券会社主催の海外投資家向けカンファレンスに参加し、りそなグループの概要、決算内容、経営戦略等についてご説明しております。 また、代表者、財務担当役員等が海外投資家への個別訪問を実施しているほか、国内においても海外投資家との個別ミーティングを数多く実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(URL)http://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/ir/index.html、IRプレゼンテーション資料、決算短信・四半期情報、りそなToday（りそなグループ報告書）、有価証券報告書、ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、経営の健全化のための計画、法定公告、格付情報、IRカレンダー、アナリスト情報、情報開示及び財務報告に関する基本方針を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	（IR担当部署）財務部、（IR担当役員）野村眞、 （IR事務連絡責任者）財務部 竹野譲	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当グループでは、全役員・従業員が進むべき方向、共有すべき価値観を示すものとして「りそなグループ経営理念」を定めるとともに、その基本姿勢を具体化するものとして「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」を定めています。

	これらに基づき、当グループが「持続可能な社会づくり」に貢献するため、組織として「企業の社会的責任に対する取組姿勢」を明確化すべく、「ISO26000」が掲げる中核的課題に沿って「グループCSR方針」を定めました。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当グループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切にして、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。 このような考えに基づいたCSR経営を実践していくために、当社社長を委員長とし、各傘下銀行の社長及び経営管理部門担当役員等を委員としたグループCSR委員会を設置しております。そして、社会の様々な課題によりきめ細かに対応できる企業を目指し、「グループCSR方針」で明確に示した7つの社会的課題※に対し「CSR目標」を定め取組みを推進する仕組みを導入しています。 ※7つの社会的課題：「コーポレートガバナンス」「人権」「ダイバーシティ」「コンプライアンス」「消費者課題/お客さまサービス」「コミュニティ」「環境」 具体的な活動については、当社ホームページ、ディスクロージャー誌、りそなグループCSRレポート等を通じて公開しております。以下はその活動の一例です。 ●地域社会のための取組み ＜Re：Heart（リハート）倶楽部＞ りそなグループ発足10年をむかえ、「これまで支えていただいた地域社会に、感謝の気持ちをお返ししたい」という想いから、2012年10月、『Re：Heart（リハート）倶楽部』を立ち上げました。「地域コミュニティの活性化」「次世代の育成」「環境保全」など、地域社会に潜む課題解決に向けたボランティア活動を企画し、活動しています。 ＜サービス改革＞ お客さまの利便性向上のため、「店頭待ち時間の短縮」や「窓口営業時間の延長」、「ATM時間外手数料の無料化」等のサービス改革に継続的に取り組んでおります。 ノーマライゼーションへの取組み強化として、「ご高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまにやさしい店舗」をコンセプトに、『優先ATM』サービスや『優先シート』の導入に加えて、車椅子で利用可能な記帳台や貸金庫ブースを設置する等、どなたにも安心してご利用いただける店舗づくりに取組んでおります。 ＜金融サービスを通じた取組み＞ 少子高齢化時代を受けて、お客さまの資産承継ニーズに対応する商品・サービスの開発を進めるとともに、地域企業支援のための各種商談会開催やビジネスマッチング、地域企業の新商品開発や採用活動を支援する企画実施など、本業の金融サービスを通じて地域社会が抱える課題解決に貢献できるよう、積極的に取り組んでおります。 ●次世代のための取組み ＜りそなキッズマネーアカデミー＞ 当グループでは、地域貢献・社会貢献の一環として、子どもたちへの金融経済教育に積極的に取り組んでおります。2013年の夏休み期間中には全国170箇所で開催、約2,600名の子どもたちが参加し、将来の夢の実現に向け、お金の大切さを学んでいただきました。 ＜海外での人材育成支援＞ 当グループでは、日本と海外を繋ぐ、海外の人材育成を支援するため、奨学金支給を通じて学費等の支援を行っています。りそなプルダニア銀行では、2012年にインドネシア大学の人文学部日本語学科の学生を対象に、奨学金を始めて支給しました。りそな銀行では、1989年に香港大学文学部日本研究学科に対して寄付を行い、『りそな銀行奨学金制度』を通じて支援を実施しております。 ＜こども110番＞ 各傘下銀行の有人店舗（約600店）では、「こども110番」運動に参加しております。当グループの多くの店舗が窓口営業時間を平日は午後5時まで延長していることから、児童・生徒の下校時にも対応できることを活用して取り組んでおります。 ＜Table For Two運動ほか＞ りそな銀行（大阪・東京）、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の各本社ビル等の社員食堂においてで、低カロリーメニューを選ぶと代金のうち20円が飢餓に苦しむ海外の子どもたちの学校給食に寄付される「Table For Two」運動に参加しております。 また、全国の特別支援学校の生徒による絵画・写真・書道などのコンクール「全国特別支援学校文化祭」の後援活動等も行っております。 ●ダイバーシティマネジメント 当グループでは、女性従業員の声を直接経営に反映させる経営直轄の諮問機関として「りそなWomen’s Council」を発足、女性の活躍推進を企業価値の向上につなげようと活動しています。女性が働きやすい職場作りを主たるテーマにキャリア意識醸成や育児等との両立支援に関わる様々な施策を提言し、実現させています。 これまでに実現した施策として、女性社員のキャリア支援策では「メンタリング制度」、「女性リーダー研修」、「ネットワーキングセミナー」や「異業種交流会」を実施し、キャリアに対する意識付けやネットワークの強化を図っています。 仕事と育児等の両立支援策では、育児中の女性従業員と配偶者の交流を目的とした「りそなパパママの会」開催や、育児・介護負担への配慮から一定の期間パートナー社員に転換、再度社員への転換が可能な「社員・パートナー社員間転換制度」、退職した女性を再雇用する「JOBリターン制度」等多様な働き方の選択肢を提供しています。 また、育児休業中の社員を対象に、復職後の仕事と育児の両立に向けた心構えや不安払拭を目的とした「りそな復職支援セミナー」や仕事と介護の両立支援策として「介護セミナー」もスタートしました。 女性活躍以外にも、パートナー社員・ミドル社員の人材活用を図るなど、多様な人材が活躍できる風土作りに積極的に取り組んでいます。こうした取組みが評価され、均等・両立推進企業表彰では、りそな銀行が2010年厚生労働大臣優良賞（均等推進企業部門）を受賞したほ

	か、埼玉りそな銀行が2007年埼玉労働局長賞（均等推進企業部門）と2008年埼玉労働局長賞（ファミリー・フレンドリー企業部門）、近畿大阪銀行が2008年大阪労働局長賞（均等推進企業部門）を受賞しております。また、NPO法人J－WINが主催するダイバーシティアワードでは、りそな銀行が4年連続受賞（2008年：敢闘賞、2009年：継続努力賞、2010年：大賞、2011年：さらに継続賞）しております。2013年には、りそな銀行が、経済産業省が共催する「ダイバーシティ経営企業100選」に選ばれ、表彰されました。 ●環境のための取組み 当グループでは、環境への取組姿勢を明確化し、環境に配慮した企業活動を適切に実施するため、「グループ環境方針」を制定しています。地域社会の一員としてできることは何かを、グループの役員・従業員一人ひとりが課題として認識し、地球環境保護のために取組んでいます。 りそな銀行（大阪・東京）、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の各本社ビルでISO14001認証を取得する等、環境マネジメントシステムの構築を進めているほか、エコ住宅ローン、環境支援融資、SRIファンド、環境保護を目的とした公益信託の取扱等、本業を通じた環境支援活動にも積極的に取り組んでおります。 当グループでは、2011年に、『環境会計』を導入し、2012年よりCSRレポートにて結果を公表しています。環境保全コストとその効果を定量的に把握することで、効率的かつ効果的な環境活動に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務方針に関する基本方針を定めた「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を制定しております。また情報開示の全体プロセス等を協議する「情報開示委員会」を設置しております。 開示については、証券取引所の適時開示規則等で定められる強制開示項目の開示にとどまらず、経営トップによるブリーフィング（記者会見）の開催やIR活動等、株主・投資家の皆さまやお客さまへ幅広くかつ迅速に経営情報を提供するため、あらゆる媒体を通じて、積極的な情報開示に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】
当社は、グループ企業価値の向上に向け、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

＜「グループ内部統制に係る基本方針」の概要＞
1．はじめに
当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。
本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

2．内部統制の目的（基本原則）
当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

（1）業務の有効性及び効率性の向上
（2）財務報告の信頼性の確保
（3）法令等の遵守
（4）資産の保全

3．内部統制システムの構築（基本条項）
内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

（1）執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
（2）執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項
（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
（4）執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
（5）当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項
（6）監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
（7）前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項
（8）執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項
（9）その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

【内部統制システムの整備状況】
当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

1．グループ運営に係る体制整備の状況
当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めております。
当社の取締役会においては、2003年6月に邦銀グループ初の委員会設置会社に移行したのち、社外取締役が過半数を占める構成のもと、活発な議論を行ってまいりました。経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能強化と、業務執行の迅速性向上が図られております。
また、傘下銀行等を監査役設置会社に統一し、グループの基本的なガバナンス形態の整合性を確保するとともに、各傘下銀行社長が当社執行役を兼務する体制とするなど、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。
こうした体制のもと、グループ企業価値の向上を目的として、グループ各社に対する経営管理を実施しております。

2．内部監査に係る体制整備の状況
当グループでは、内部監査体制の整備と内部監査の実効性を確保する目的で、「グループ内部監査基本方針」を定めております。これに基づき、本部や営業店等の業務担当部署から独立した内部監査部署を設置し、当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等を客観的かつ公正に検証・評価し、必要に応じて課題・問題点の改善に向けた勧告・提案等を行う態勢を整備しております。
具体的には、内部監査部署が監査対象部署に対し、課題・問題点の改善に向けた勧告・提案等を行うとともに、その改善状況の管理を行っておりま
す。また、内部監査部署は内部監査結果を分析し、監査対象外の業務担当部署に対しても、必要に応じて意見具申や提案等を行っております。
当社内部監査部は、グループの内部監査の活動方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を年度毎に策定するとともに、グループ各社との協議を踏まえながら、グループ各社の「内部監査基本計画」策定を指導しております。このように策定された「内部監査基本計画」に基づき、当社及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しております。なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

3．法令等遵守に係る体制整備の状況
当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」を定め、これを公表しております。また、経営理念、りそなWAYを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を定めております。
この基本理念のもと、当社及びグループ各社において「コンプライアンス基本方針」を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。
また、従業員等からのコンプライアンスに関する相談・報告を受けるため、ホットライン制度を設け、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。
体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各傘下銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討するため、当社及びグループ各社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置しております。
また、グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する部署をグループ各社において明確化し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応策について、上記「グループ・コンプライアンス委員

会」において検討を行っております。

4. リスク管理に係る体制整備の状況
当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、グループ各社のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、グループ各社からのリスク状況の定期的な報告等を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。
グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理方針を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。
当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理における2つの柱と位置づけております。
市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーショナルリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。
このほか、当社及びグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復(業務継続・復旧)が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
当グループは、「1. 反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である。2. 反社会的勢力に対して、当社及びグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する」ということを基本的な考え方としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
1. 社内規則の整備状況
当グループは、「りそなSTANDARD(りそなグループ行動指針)」において『反社会的勢力とは、断固として対決します』と宣言するとともに、「コンプライアンス基本方針」に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

2. 対応部署及び不当要求防止責任者
当社及びグループ各社に設置されたコンプライアンス統括部署を反社会的勢力に対する管理統括部署と定め、反社会的勢力との取引防止・遮断等に関し適切な対処等を行っております。
各傘下銀行では、不当要求防止責任者を各営業拠点等に設置し、所轄警察署(公安委員会)に届出を行い、公安委員会が実施する「責任者講習」を受講し、反社会的勢力からの不当要求等に断固・毅然たる態度で対応しております。

3. 外部の専門機関との連携状況
当社及びグループ各社では、コンプライアンス統括部署において警察等関係行政機関、弁護士等との連携を行うとともに各営業拠点等においても所轄警察署との相談・連絡等を行い、外部の専門機関との連携を適切に行っております。

4. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社及びグループ各社では、コンプライアンス統括部署において反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的な管理を行っております。

5. 対応マニュアルの整備状況
当社及びグループ各社では、コンプライアンス・マニュアルに反社会的勢力との対応について定め、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むとともに組織的な対応を行うこととしております。

6. 研修活動の実施状況
当社及びグループ各社では、コンプライアンス基本方針において反社会的勢力との取引遮断・根絶は極めて重要であると位置付け、役員・従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、コンプライアンスに関する知識の習得を行うため、研修・啓発に継続的に取り組んでおります。

7. 暴力団排除条項の導入
取引開始等に際し、当該お取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合やお取引先が
反社会的勢力に該当した場合に、取引を解消する法的根拠としての条項(いわゆる「暴力団排除条項」)を、各傘下銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止に向けた取組みを強化しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

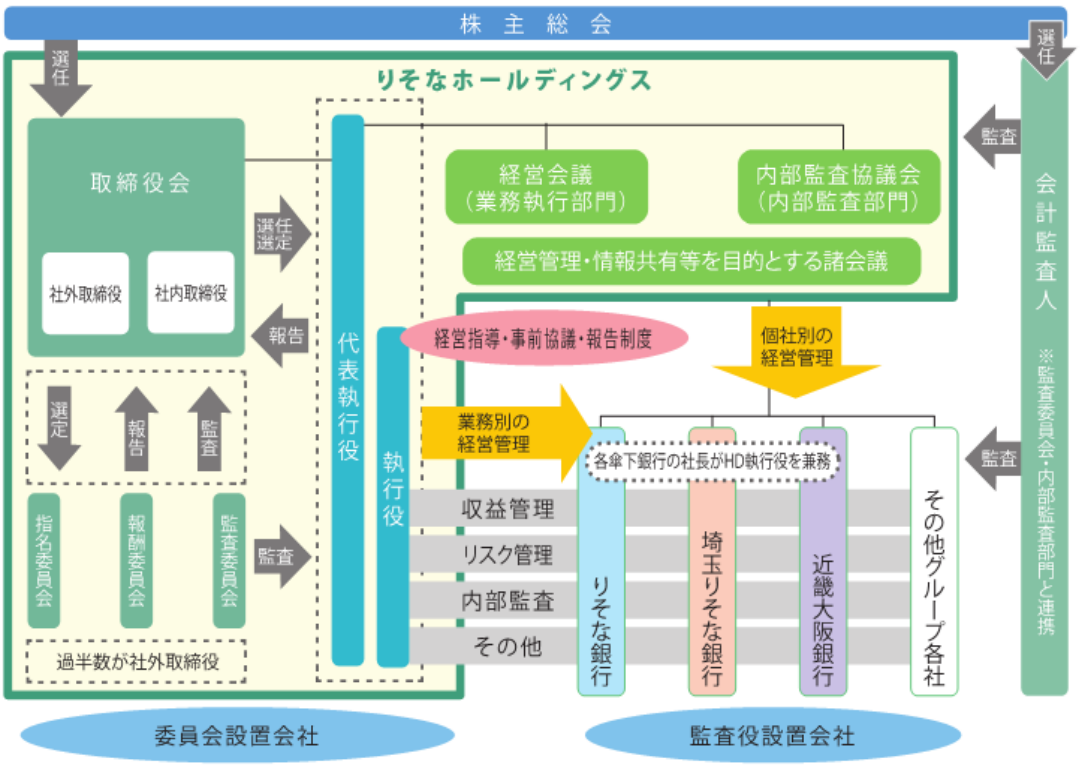
当社は、資金調達等の事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等、特定の「買収防衛策」は導入しておりません。当社は、これらの方策に拠ることなく今後とも企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る社内体制の概要】
1. 情報開示委員会の設置
財務報告の信頼性及び情報開示の適切性等を確保するべく、当グループにおける情報開示に関する全体プロセスを確立し監督する協議・報告機関として、情報開示委員会を設置しております。
2. 適時開示に係る社内規程の制定
適時開示の適正性を確保するために、「適時開示取扱要領」を当社及びグループ各社において制定しております。
3. 適時開示に係る担当部署
適時開示に係る担当部署を定め、適時開示の実施に当たっては、情報取得後速やかに所管部署との協議を実施し、手続に則った適正な開示を行っております。また、適時開示に係る社内規程等の変更や、項目・基準額の見直し等を行い、グループ各社への周知徹底を行っております。

【りそなのサクセッション・プランについて】
当社では、持続的な企業価値向上を図るべく、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして2007年6月にサクセッション・プランを導入し、役員の選抜・育成プロセスの透明性を確保しております。
当社のサクセッション・プランは「次世代トップ候補者」から「新任役員候補者」までを対象とし、対象者を階層ごとに分類した上で選抜・育成プログラムを計画的に実施しております。各々の選抜・育成プログラムは外部コンサルタントから様々な助言を得ることで客観性を確保しており、それらの評価内容は全て指名委員会に報告される仕組みとなっております。また、指名委員の活動としては評価内容等の報告を受けることに留まらず、個々のプログラムに実際に参加することなどを通じ、各役員と直接接点を持つことでより多面的に人物の見極めを行っております。さらに、それらの指名委員会の活動状況は社外取締役が過半数を占める取締役会に報告され多様な観点で議論されており、そうした全体のプロセスを通じ役員の能力・資質の把握と全体の底上げが極めて高い透明性のもとで図られております。
なお、当社では「役員に求められる人材像」として7つのコンピテンシーを定めております。指名委員会や役員が「求められる人材像」を具体的に共有することで、評価・育成指標を明確化させるとともに中立的な育成・選抜に努めております。

【グループのコーポレート・ガバナンス体制】



【りそなグループにおける適時開示体制模式図】

